

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【公開番号】特開2013-15226(P2013-15226A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2012-233314(P2012-233314)

【国際特許分類】

F 16 C 33/74 (2006.01)

F 16 C 17/04 (2006.01)

F 16 C 33/20 (2006.01)

F 16 F 9/54 (2006.01)

【F I】

F 16 C 33/74 Z

F 16 C 17/04 Z

F 16 C 33/20 Z

F 16 F 9/54

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月2日(2013.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体側用の車体側座面及び環状下面を有した合成樹脂製の上部ケースと、環状下面に對面する環状上面及びサスペンションコイルばね側の環状下面が一体的に形成されていると共に上部ケースの軸心の回りで回転自在となるように当該上部ケースに重ね合わされる合成樹脂製の下部ケースと、上部ケースの環状下面及び下部ケースの環状上面間の環状隙間に配されると共に当該環状下面及び環状上面のうちの少なくとも一方に滑動自在に当接する環状のスラスト滑り軸受面を有したスラスト滑り軸受片とを具備しており、上部ケースは、上面に車体側座面が形成されていると共に下面に環状下面が形成されている環状基部と、環状基部の外周部から下部ケース側に向かって垂下した外側円筒状垂下部とを具備しており、下部ケースは、上面に前記環状上面が、下面に前記サスペンションコイルばね側の環状下面のうちの環状の下面が夫々形成されている円環状基部を有しており、外側円筒状垂下部の下部ケース側の端部における内径は、軸方向において環状基部から漸次離反するに従って漸次拡径されており、外側円筒状垂下部の端部における環状の下面は、下部ケースの円環状基部の環状の下面よりも下方に位置しているスラスト滑り軸受。

【請求項2】

下部ケースの外周面に對面する外側円筒状垂下部の端部における内周面の部位は、上部ケースの環状基部から離反するに従って下部ケースの外周面から漸次離反している請求項1に記載のスラスト滑り軸受。

【請求項3】

外側円筒状垂下部の内周面には、下部ケースに係合する凹面形状を有している環状の係合フック部が形成されており、係合フック部は、外側円筒状垂下部の下部ケース側の端部に隣接している請求項1又は2に記載のスラスト滑り軸受。

【請求項4】

四輪自動車におけるストラット型サスペンションのスラスト滑り軸受に用いるための請求項1から3のいずれか一項に記載のスラスト滑り軸受。